

令和8年度 柳津町 住まいづくり支援事緒のご案内

個人住宅の改修工事費用の一部を助成します！

★ 令和8年度からの拡充内容

◆ 自己所有の住宅だけでなく、借家（賃貸住宅）または町営住宅も補助の対象となりました。

- ・ 工事には、町（または家主）の承諾が必要です。
- ・ 退去の際は、原状復旧（元の状態に戻すこと）が条件となります。

受付期間	令和8年4月21日（火）～令和9年2月26日（金） ※先着順。予算額に達した時点で受付終了します。
補助額	対象工事費（消費税込）の2分の1 上限：10万円（1,000円未満切捨）

■ 対象となる住宅・工事

「対象住宅」

- ▶ 柳津町内にある住宅（自己所有・借家・町営住宅）
- ▶ 借家または町営住宅の場合は、工事について町（または家主）の承諾が必要です
- ▶ 退去の際は原状復旧（元の状態に戻すこと）が条件となります
- ▶ 基礎がある小屋・車庫・蔵なども対象です

「対象工事の条件」

- ▶ 工事費用が5万円以上のもの（消費税含む）
- ▶ 令和8年4月（交付決定日）以降に着工し、令和9年3月31日までに完了する工事
- ▶ 同一住宅・同一人につき補助金の交付は一回限り
- ▶ 他の補助金・助成金を受けている場合は、その金額を差し引いた工事費用が5万円以上であること

※ 配線・配管工事を伴うエアコン・IHクッキングヒーターの据付工事も対象です。

※ 複数の工事を併せて実施することもできます。

※ 住宅の新築・増築工事、家電製品・家具などの購入は対象外です。

対象工事一覧

A 住宅改修工事	修繕・改修・模様替え・間取りの変更 屋根換え・屋根外壁の塗装・畳替え・壁塗替え・タイル張替え ふすま・壁紙の張替え・建具の入替え工事 など
B 給排水・電気設備 の改善工事	上水道給水・下水道の接続工事 配線・配管工事を伴うエアコン・IHクッキングヒーターの据付工事 など
C 住宅外構補修工事	宅地舊装・土留め・壁改修 防護柵・手すり設置・雨水処理工事 など
D 蔵・車庫・物置等 の改修工事	基礎がある物のみ（簡易なものを除く）

■ 対象となる人

- ▶ 柳津町内に住所を有し、申請する住宅に実際に居住していること
 - ▶ 自己所有住宅の場合：申請者がその住宅の所有者であること
 - ▶ 借家・町営住宅の場合：工事について町（または家主）の承諾を得ていること
 - ▶ 世帯内に町税などの滞納がないこと
- ※ 滞納整理計画に基づき着実に履行中の方は対象になります。

■ 施工業者の条件

- ▶ 柳津町内に本店・支店等の事業所を置く事業者、または個人事業者が施工すること

■ 申請方法

「申請時に必要な書類」（書類は役場建設課建設係にあります）

1. 申請書（1号・2号様式）
2. 工事見積書の写し（工事内容・単価等がわかるもの）
3. 工事前の写真
4. 承諾書（借家・町営住宅の場合のみ）

「変更・中止の届出」

- ▶ 工事の内容や金額に変更がある場合や中止する場合は届出が必要です。
 - ※ 工事費の増額による補助金の増額はできません。
 - ※ 工事費が減額となった場合、補助金も減額となる場合があります。

「工事完了後の提出書類」

1. 完了報告書（5号様式）
2. 工事費の領収書の写し

3. 完了写真
4. 補助金請求書（7号様式）

※ 申請書・請求書等の修正は、修正液ではなく二重線で消し、訂正印での修正をお願いします。

■ 注意事項

- ▶ 補助金申請の前に工事を着手した場合は、補助対象となりません。
- ▶ 交付決定前に工事の着手が確認された場合も、交付決定を取り消します。申請は工事開始予定日に余裕をもって行ってください。
- ▶ 早急に着手が必要な場合は、申請の際にその旨をお知らせください。
- ▶ 補助金の交付が決定した時点で、施工業者の方へ電話でご連絡します。
- ▶ 申請時に担当職員が訪問し、工事着手の有無や内容を審査することがあります。
- ▶ 交付条件に違反した場合や不正の手段で交付決定を受けた場合は、交付決定を取り消します。
- ▶ 補助金を住宅等改修工事以外に使用した場合は、全額または一部を返還していただくことがあります。

《お問い合わせ先》

柳津町 建設課 建設係

電話：0241-42-2117